

令和5年愛知県犯罪被害者等支援懇話会 第一回議事概要

日時：9月20日（水） 午後4時から午後6時まで

場所：愛知県自治センター 6階 災害対策本部室

- 委員間の互選で神谷委員が座長に選任され、神谷座長が宮木委員を職務代行者に指名し、決定した。
- 資料1及び資料2に基づき、県、県警から説明を行った。

【懇話会での主な意見】

(総合的対応窓口について)

- 犯罪のこと、犯罪被害者のことを知っている、イコール対人援助ができる、相談窓口での対応ができるということではないということ、認識していただきたい。
- 将来的に、総合的対応窓口には、社会福祉士等の資格をもち、研修等により被害者のことを理解し、被害者支援に取り組みたいという熱意を持った方を置いていただく方向で考えていただきたい。
- 犯罪被害者等からの相談が繋がりにくくならないよう、総合的対応窓口配置する支援員の人数分の電話回線を引かれるか、メールでの相談受付など、相談の門戸を開くような工夫をされるといいと思う。

(愛知県犯罪被害者支援総合サイトについて)

- 今後のサイトの発展のさせ方として、通常のホームページを作る場合には、クリックをカウントしていくとか、クリックストレスを把握して、どこで人が行き詰まったのか、相談者がどこの段階でクリックが止まってしまったのかというのをチェックするというのをよくやっている。今回のサイトでも、そういったクリックストレスをカウントする機能があると良いと思う。
- より添いの言葉で背中を押すコメントとして掲載されている言葉について、臨床心理士としての専門の立場とは別に、一般感情として、被害者感情として果たして、この言葉がいいのかどうかということは気になる。
- 犯罪被害者等が、総合サイトにより繋がった先の窓口に向いて、ニーズが充足されればいいが、ニーズが充足しない可能性もあるわけである。そのような場合に、こうした相談をしたんですけれども、これから私はどうしたらいいんでしょうか、と相談を戻しに行く場所がどこにあるのかが分からない。
- たとえば「記念日反応のコラム」のように、専門用語、専門書の言葉そのままの記載が、果たして被害者への寄り添いになっているかどうか、も

っと吟味をする必要があると思う。

- とてもいいものを作っていただいたと思うが、愛知県の総合サイトと愛知県の総合的対応窓口とが相互に繋がる様になると良い。
- 被害の種別による分類に「交通事故」と書いてあるが、交通犯罪の場合、事故で処理されると犯罪被害者等に入らないという感じがすると思うので、これを是非「交通犯罪」に変えていただきたい。
- 総合サイトを見る犯罪被害者等には、電話はできないが、メールでならなんとか相談できるという方もいると思うため、そのような方に対応するため、電話番号だけでなく、メールで相談できる場所はメールアドレスを掲載すると思う。
- 被害者サポートセンターあいちにサイトの運営管理を委託しているという話であるが、委託の内容について良く分からないため、何を委託していて、県が直営で何をしているのか、もう少し見えるようにしていただけると良いかなと思う。

(広報周知について)

- 総合的な対応窓口が周知されておらず、普及していないというのはそのとおりであるため、教育委員会等を通じて、学校にハンドブックとかを配布するとか、そういったことがあってもいいのかなと思う。家庭でも、冷蔵庫に色々な相談窓口みたいなマグネットが貼ってあると思うし、中学生も高校生も生徒手帳とか持っているので、そういうのに簡単に挟めるような、何か相談に直結できるようなものを配布してもいいと思う。子どもを通して親にも行くと思うので、普及啓発において、教育委員会を活用するっていうのは一つの手段になると思う。
- 教育委員会を通じた周知を行う場合、学生の親にも繋がるという話も出たが、折角ならば絵やイラストを多くして、学生本人が見るようなハンドブックというのを作ることもいいのではと思う。将来の愛知県を見据え、子どもの頃から、犯罪被害について学ぶ機会を作ることは大切だと思う。
- 市町村が特化条例を制定した際には、その市町村における犯罪被害者等支援の機運が高まっていると考えられるため、条例の周知協力をする事により市民・県民への犯罪被害者等支援に関する認知が高まり、総合的対応窓口へ真に助けが必要な犯罪被害等が電話をしていくという循環になっていくのではないかなと思う。
- 今年度、新たに、転居の費用や弁護士の費用の助成を施策として作っていただき、その前には見舞金や再提訴の費用、遺児への支援金制度を創設するなど、制度面では充実してきているが、全てにおいてアピール不足だ

と思う。県民に、県条例・市町村の条例のこと、市町村とのタイアップのことも含め、支援制度のことをもっともっとアピールすべきと感じている。

(愛知県犯罪被害遺児支援金のあり方について)

- 過去に、犯罪被害に遭った遺児の遺産や犯罪被害者等給付金等が親戚等によって使い込みをされた事案が事実としてあるため、遺児への支援金については、現状の毎年度被害者側から申請する形でなく、アウトリーチ的に、県から毎年度申請の働き掛けをするような、少しでも県の働き掛けで遺児に対する支援や保護育成が手厚くなるような制度になると良い。こうしたところに社会福祉士の力を活かしてほしい。

(相談対応の検討・検証について)

- 総合的対応窓口へ寄せられた個別の相談に関して、情報をどこまで出しているのかという問題はあるかと思うが、センシティブな情報については伏せた上で、相談の内容や、相談への対応について、検証をして、改めるべき点、改善すべき点がないかということを経験の場で情報共有して検討するという作業をやるべきじゃないかと思う。
- 犯罪被害かどうかという判断自体が結構難しいということもあると思うので、その判断自体が適切だったのかということを検証することも必要であると思う。支援ということを考えるときには、そういった情報を共有して、やはり、社会福祉士や臨床心理士等の専門家がいるのかどうかという話とかにまた繋がってくるんじゃないのかなと思う。

(その他)

- 他に色々なカテゴリに分けられる犯罪の中に「交通犯罪」があるということを知っていて、これから犯罪被害に関わる方が、行動をしていって欲しいなと思う。
- 被害者の方が県の窓口でなくてスクールカウンセリングに来るというのは多いなと思う。相談内容は、明確に犯罪被害の届出をするほどじゃないケースで、一番良くあるのは私立の学校での生徒間トラブルというのが中々難しく、公立だと教育委員会というのが上位システムとしてあるが、私立だとどうしても十分対応して貰えないといったもの。被害届を出している訳ではないので、カウンセリングするにしても助成金を受けられるわけじゃない。だけど、すごく長い時間カウンセリングを受けなくてはならないということ等で困っている人がいるというのは日頃感じていると

ころである。

- 愛知県に犯罪被害者等支援条例を制定するに当たっての有識者会議で話が出ていた、転居費用や法律相談費用の助成など、色んなことを制度化していただけたと思っているが、まだまだ、窓口へ本当に被害に遭ったその方々からの相談が少なく、困り状況が出てきていないということであるが、そういった方が適切に総合的対応窓口に繋がり、聴こえてきた声を踏まえ、また次回の懇話会で検討できるといいと思う。
- 犯罪被害者等支援に関して、県・市町村と民間支援団体との連携事例が出ておらず、愛知県の犯罪被害者等支援はまだまだこれからであるという実感がある。